

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年10月29日

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「次条第1項」を「次条」に改め、「預け入れなければならない。」を「預け入れ、又は納入しなければならない。」に改める。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)